三　第二条の二第四項から第六項までの規定による第一項第六号に規定する届出書に添付すべき書類の添付
四　第二条の二第十五項（第九条の六第九項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第十号に規定する書面に添付すべき書類の添付
五　第二条の三第四項から第六項までの規定による第一項第十一号に規定する届出書に添付すべき書類の添付
六　第二条の三第十五項（第九条の七第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第十六号に規定する書面に添付すべき書類の添付
七　第二条の四第四項から第六項までの規定による第一項第十七号に規定する届出書に添付すべき書類の添付
八　第二条の四第十五項（第九条の八第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第二十二号に規定する書面に添付すべき書類の添付
九　第二条の五第四項から第六項までの規定による第一項第二十三号に規定する届出書に添付すべき書類の添付
十　第二条の五第八項の規定による第一項第二十四号に規定する届出書に添付すべき書類の添付
十一　第二条の五第十六項（第九条の九第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第二十八号に規定する書面に添付すべき書類の添付
十二　第三条の四第二項又は第三項の規定による第一項第三十二号に規定する還付請求書に添付すべき書類の添付
十三　第三条の四第五項又は第六項の規定による第一項第三十三号に規定する還付請求書に添付すべき書類の添付
十四　第九条の九第七項において準用する第二条の五第八項の規定による第一項第七十三号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

4　届出書等提出者（第一項第二号、第五号から第二十八号まで、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第四十号から第四十二号まで、第四十七号、第四十八号又は第五十一号から第七十五号までに掲げる書類の提出をする者に限る。以下この項において同じ。）は、第一項（これらの号に係る部分に限る。）の規定により届出書等記載事項（届出書等（これらの号に規定する書類に限る。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）を電磁的方法により提供する場合には、これらの号に規定する規定（届出書等の提出（当該届出書等に係るものに限る。以下この項において同じ。）をすることを定めるものに限る。以下この項において同じ。）による当該届出書等に添付すべき書類（以下この項において「添付書類」という。）の提出に代えて、当該届出書等の提出の際に経由すべき源泉徴収義務者等に対し、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該届出書等提出者は、これらの号に規定する規定により当該届出書等に当該添付書類を添付して、提出したものとみなす。

5　届出書等提出者が支払を受ける振替株式等配当等（第二条第一項第五号イに規定する配当又は同号ロに規定する利子のうち、振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等をいい、同法第四十八条の規定により同法第二条第二項に規定する振替機関とみなされる者を含む。）の営業所等（営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。）に開設された口座に係る同法に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は金融商品取引業者等（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者又は同条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）の国内にある営業所等に開設された口座に保管の委託がされている社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等に係るものをいう。）に係る届出書等（第一項第一号から第二十八号まで、第三十二号、第三十三号、第五十一号から第五十三号まで、第五十九号から第六十一号まで及び第六十四号から第七十五号までに規定する書類に限る。）に係る同項及び前二項の規定の適用については、第一項中「代えて、」とあるのは「代えて、第五項の振替機関等の営業所等又は同項の金融商品取引業者等の国内にある営業所等を経由して」と、「その者の氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないものとし、当該氏名又は名称を明らかにする措置を講じているときは、当該」とあるのは「当該」と、第三項中「代えて、」とあるのは「代えて、第五項の振替機関等の営業所等又は同項の金融商品取引業者等の国内にある営業所等を経由して」と、前項中「代えて、」とあるのは「代えて、次項の振替機関等の営業所等又は同項の金融商品取引業者等の国内にある営業所等を経由して」とする。

6　第三項又は第四項に規定する添付書類に記載されている事項（第九項第二号イ⑵において「第三者作成添付書類記載事項」という。）を電磁的方法により提供する場合におけるその提供に関するファイル形式については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第四項（同条第三項第二号に掲げる方法に係る部分に限る。）の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式とする。

7　第二条第十一項、第二条の二第十項、第二条の三第九項、第二条の四第九項及び第二条の五第十項に規定する特例届出書には、第一項の規定により提供されるこれらの特例届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含むものとする。

8　第二条第十九項各号、第二条の二第十八項各号、第二条の三第十八項各号、第二条の四第十八項各号及び第二条の五第十九項各号に定める書類、第三条第五項に規定する申請書又は書類、第三条の四第七項に規定する還付請求書、第四条第十六項、第五条第五項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第十項及び第九条第五項に規定する届出書又は還付請求書、第九条の五第二十二項各号、第九条の六第十六項各号、第九条の七第十一項各号、第九条の八第十一項各号及び第九条の九第十一項各号に定める書類、第九条の十第一項に規定する届出書、書面又は還付請求書並びに前条第四項に規定する還付請求書には、電磁的方法により提供されたこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

9　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定源泉徴収義務者等　次に掲げる要件を満たす源泉徴収義務者等をいう。
イ　届出書等提出者が行う電磁的方法による届出書等記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。
ロ　第一項の規定により提供を受けた届出書等記載事項について、その提供をした届出書等提出者を特定するための必要な措置を講じていること。
ハ　第一項の規定により提供を受けた届出書等記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。